

しまね省エネ住宅普及啓発業務に係る企画提案公募実施要領

1 業務の目的

県では「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）」を長期的な目標に掲げ、脱炭素の取組を推進している。今後、脱炭素の取組を加速させるためには、行政や企業だけではなく、県民一人一人の取組、行動変容が必要不可欠である。そのためには、県民が脱炭素の取組を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動＝脱炭素アクション」に移すことが必要である。

一方、島根県の新築住宅における省エネ住宅の導入状況は、ZEH基準化率47.0%（全国平均56.0%、全国41位）、ZEH化率22.6%（全国平均38.3%、全国46位）と低水準にとどまっている。また、島根県の県民一人当たりのCO2排出量、一世帯当たりの電気使用量、電気代支出金額は、全国の中でも上位であり、地球温暖化対策の観点からも家庭部門（一般家庭）への対策、特に断熱性能の優れた省エネ住宅の普及を進めることが重要である。

そこで、住宅の新築を検討中又はこれから検討する可能性のある県民を主な対象として、省エネ住宅、補助制度等に関する認知度を高め、具体的な動機付けを図るために、様々な媒体を活用した計画的かつ効果的な周知、情報発信を実施することで、県民の行動変容を促す。

については、当要領により提案競技を実施し、業務の委託候補者を選定する。

2 委託業務の内容等

業務名	しまね省エネ住宅普及啓発業務
委託期間	契約締結日から令和8年3月31日（火）まで
業務の内容	別添仕様書に定める業務の内容のとおり
委託件数	2件（企画提案内容を審査し、評価点の高い上位2者を選定）
契約上限金額	1件当たり2,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募資格

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 単独の法人もしくは複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独の法人として参加する場合は、島根県内に本店を有する法人（以下「県内法人」という。）であること。コンソーシアムで参加する場合は、コンソーシアムの構成員のうち1者以上は県内法人であること。
- (3) 単独の法人もしくはコンソーシアムの構成員は次の各号を満たすこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ③ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - ④ 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - ⑤ 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
 - ⑥ 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
 - ⑦ 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、コンソーシアム構成員と単独の法人として参加するなど、重複参加していないこと。
- (4) 島根県の「建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」又は「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく入札参加指名停止措置を受け、

入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申し立てまたは、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。

4 募集に関するスケジュール、選定方法等

(1) 募集期間	令和 7 年 4 月 22 日（火）から 5 月 23 日（金）まで。 参加申込書、企画提案提出書、提案書、質問票の各様式は、県環境政策課ホームページで閲覧、ダウンロードが可能である。										
(2) 事前説明会	しない。										
(3) 質疑の受付期間	質疑がある場合は、企画提案質問票（様式第 4 号）にて令和 7 年 4 月 30 日（水）17 時までの必着でメール（宛先は問い合わせ先に記載のとおり。受信確認を必ず行うこと。）又は郵送（書留などの受付確認が可能な方法に限る。以下同じ。）により提出すること。										
(4) 質疑の回答方法	令和 7 年 5 月 7 日（水）までに県環境政策課ホームページに掲載する。 なお、評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公平な審査を行うために受け付けない。また、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わるもので、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある内容が含まれると県が判断した場合は、ホームページへの掲載はせず、個別に回答する場合がある。										
(5) 企画提案書等提出期間	令和 7 年 5 月 23 日（金）17 時までの必着とする。 提出方法は、持参又は郵送による。ただし、提出は休日（島根県の休日を定める条例（平成元年 3 月 25 日条例第 9 号）第 1 条に規定する休日のことをいう。）を除く毎日 8 時 30 分から 17 時まで受け付ける。										
(6) 審査方法	<p>① 審査会を設置し、審査を行い、委託予定事業者を選定する。なお、審査会の開催は非公開とする。</p> <p>② 審査会は、企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）について、書類審査を実施し、評価点の高い上位 2 者を委託予定事業者として選定する。</p> <p>③ 審査会は、必要に応じ、提案者に対して説明を求める場合がある。</p> <p>④ 審査会は、主に下記の項目において審査を行う。</p> <p>≪審査項目≫</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目的・趣旨</td> <td>・事業の目的・趣旨を正しく理解し、反映されているか。</td> </tr> <tr> <td>企画提案に関する事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・次の各項目において、具体的かつ効果的な提案か。 ▶ 経済面や健康面などの観点から省エネ住宅のメリットが伝わる内容か。 ▶ 「しまね省エネ住宅・再エネ設備パッケージ補助金」（以下「県補助金」という。）の利用促進につながるか。 ▶ 県補助金において施工業者の要件である「県産木材の供給から設計・施工までをグループ化して取り組む団体に属する中小工務店」の紹介又は県民との接点創出につながるか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ターゲットに効果的に訴求できる提案か。 ・独自性のある提案か。 </td> </tr> <tr> <td>業務遂行能力に関する事項</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・実施手段・方法、スケジュールが具体的に提案されているか。 ・本業務を遂行するための十分な能力、経験を有しているか。 </td> </tr> <tr> <td>見積内容</td> <td>・提案内容に対して適切な見積額になっているか。</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	事 項	目的・趣旨	・事業の目的・趣旨を正しく理解し、反映されているか。	企画提案に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・次の各項目において、具体的かつ効果的な提案か。 ▶ 経済面や健康面などの観点から省エネ住宅のメリットが伝わる内容か。 ▶ 「しまね省エネ住宅・再エネ設備パッケージ補助金」（以下「県補助金」という。）の利用促進につながるか。 ▶ 県補助金において施工業者の要件である「県産木材の供給から設計・施工までをグループ化して取り組む団体に属する中小工務店」の紹介又は県民との接点創出につながるか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ターゲットに効果的に訴求できる提案か。 ・独自性のある提案か。 	業務遂行能力に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・実施手段・方法、スケジュールが具体的に提案されているか。 ・本業務を遂行するための十分な能力、経験を有しているか。 	見積内容	・提案内容に対して適切な見積額になっているか。
項 目	事 項										
目的・趣旨	・事業の目的・趣旨を正しく理解し、反映されているか。										
企画提案に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・次の各項目において、具体的かつ効果的な提案か。 ▶ 経済面や健康面などの観点から省エネ住宅のメリットが伝わる内容か。 ▶ 「しまね省エネ住宅・再エネ設備パッケージ補助金」（以下「県補助金」という。）の利用促進につながるか。 ▶ 県補助金において施工業者の要件である「県産木材の供給から設計・施工までをグループ化して取り組む団体に属する中小工務店」の紹介又は県民との接点創出につながるか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ターゲットに効果的に訴求できる提案か。 ・独自性のある提案か。 										
業務遂行能力に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・実施手段・方法、スケジュールが具体的に提案されているか。 ・本業務を遂行するための十分な能力、経験を有しているか。 										
見積内容	・提案内容に対して適切な見積額になっているか。										

	<table border="1"> <tr> <td>女性活躍推進に関する事項</td> <td>・しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）、しまね女性の活躍応援企業に該当するか。</td> </tr> </table> <p>⑤ 審査結果は、全提案者に書面により通知するが、選定の結果に対する質問及び異議申し立ては受け付けない。</p>	女性活躍推進に関する事項	・しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）、しまね女性の活躍応援企業に該当するか。
女性活躍推進に関する事項	・しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）、しまね女性の活躍応援企業に該当するか。		
(7) 審査結果の通知	提案者に対し、令和7年6月上旬（予定）に通知する。		
(8) 契約締結	「6 契約関係」参照		
<p>○提出先及び問い合わせ先</p> <p>〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県環境生活部環境政策課 担当:坂本</p> <p>電話：0852(22)6713 FAX:0852(25)3830</p> <p>メール：kankyo@pref.shimane.lg.jp</p>			

5 企画提案に係る提出書類

(1) 企画提案に参加する者は、次表の①から④の書類を上記提出期限までに持参または郵送により提出すること。

番号	書類名
①	<p>企画提案参加申込書（様式第1号）</p> <p>ア 以下に示す資料を添付すること（各1部）</p> <p>i) 島根県内に事務所を有する者：県税に関する納税証明書（発行後3か月以内のもの、コピー可）</p> <p>ii) 島根県内に事務所を有しない者（島根県に納税義務のない者）：本店が所在する都道府県の法人事業税に滞納がないことの証明書（発行後3か月以内のもの、コピー可）</p> <p>iii) 税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書（発行後3か月以内のもの、コピー可）</p> <p>※単独・コンソーシアムに関わらず、島根県内に本店を有する者はi)とiii)、島根県内に本店を有しない者はii)とiii)の添付が本社必要</p> <p>iv) 過去の類似実績が分かる資料（様式自由）</p> <p>v) 会社等組織概要（会社案内、要覧、定款等）※本社必要</p> <p>vi) コンソーシアムによる参加の場合は、コンソーシアム協定書の写し</p>
②	企画提案提出書（様式第2号）
③	<p>企画提案書（様式第3号）</p> <p>ア 様式第3号に基づいて作成すること。ただし、同提案書に記載する項目が含まれていれば、各提案者のフォーマットでの作成も可とする。</p> <p>イ 用紙の大きさはA4、左綴じ。縦・横は問わない。用紙最下部中央に必ずページ番号を入れること。図表等は必要に応じA3判の折り込みも可とする。</p>
④	<p>見積書</p> <p>ア 見積書は、提案する企画内容等の実施に係る一切の経費を見込むこと（代表者印の押印の省略可）。経費については、2の契約上限金額を参考にすること。</p> <p>イ 明細を作成し、可能な限りそれぞれの積算方法を示すこと。</p> <p>ウ 見積書の写しを企画提案書にそれぞれ綴り込むこと。</p>

(2) 提出部数等

上記(1)の①～④は、原本（正）1部とコピー（副）4部を提出すること。
 なお、提出書類は、ダブルクリップ留め、またはひも綴じとする。

6 契約関係

(1) 契約方法等	提案内容については、県が一部変更を求める場合がある。双方協議のうえ、委託予定事業者と委託内容、委託料等について合意した場合は、委託契約を締結する。
-----------	---

(2) 委託料の 支払	原則として精算払いとする。
(3) 一括下請け 及び再委託 の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
(4) 契約保証金	契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則を適用する。
(5) 個人情報の 保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）を遵守すること。
(6) 契約書及び 仕様書	別途作成・指示する。

7 留意事項

- (1) 1 者につき 1 提案（コンソーシアムで参加の場合は、共同で 1 提案）までとする。
- (2) 参加申込書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。
 - ・ 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
 - ・ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの
 - ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ・ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - ・ 虚偽の内容が記載されているもの
- (3) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。
- (4) 本要領に基づき提出された書類は返還しない。
- (5) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。